国史跡指定記念企画展

伊那郡衙一恒川官衙遺跡一

# 伊那郡衙 Guide



iida city museum

飯田市美術博物館|飯田市上郷考古博物館

## 建物の 種類など

飛鳥~平安時代の建物は大きく分けて竪穴建物・掘立柱建物・礎石建物があります。竪穴 建物は縄文時代からあり、地面を掘り窪め、中に柱を立てて骨組みを作り、屋根を葺いたも のです。掘立柱建物は地面に穴を掘り直接柱を立てて地面を底床としたものです。礎石建物

は文字どおり土台に石を用いた建物です。竪穴建物の多くは、一 般民衆の住居で、掘立柱建物や礎石建物は、側面のみ柱があるも

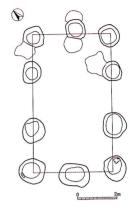
のを側柱建物と呼び倉庫や庁舎として使用 しました。内側にも柱があるものを総柱建物 といい、ほとんどが倉庫として用いました。

### 建物の表し方

長い方を桁、短い方を梁といいます。 柱と柱の間を1間と数え、右図の建物は、「桁行8m、 梁行4.8m、3×2間の側柱建物」と表現されます。



厨家推定地の竪穴建物 3棟が重なっています



郡 庁

郡衙の政庁で、郡司らが実務を執ったり、 儀式・饗宴の場や裁判所としても使われまし た。権力の象徴としての位置づけが大きかっ たと思われます。伊那郡衙では現在のところ 発見されていません。



# 倉

田租や出挙で徴収された穀物を収納した倉庫を正倉と いい、その倉庫群を正倉院と呼びます。当時は穀物倉庫 を「倉」・「屋」と使い分けていました。倉はほぼ総柱建 物で、掘立柱建物か礎石建物で穀物貯蔵には最適な高 床倉庫でした。屋はほとんどが側柱の掘立柱建物で、床

が土間か平地床でした。

正倉院内から瓦が出土しています。瓦は本瓦葺きに使用された平瓦と丸瓦で、 軒に葺かれるものを軒丸瓦・軒平瓦と呼びます。郡衙の瓦葺建物は全国的に見て も少ないのですが、伊那郡衙では正倉院内より出土していることから、法倉とい う特別な瓦葺の正倉が存在していた可能性があります。

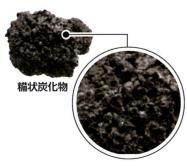
他の遺物として炭化米があります。民衆から徴収した稲は、使用・保存方法 により様々な形で保管されていました。稲籾(稲穀)や稲穂(頴稲)の形態や、 保存・携帯食であった糒、徴収された雑穀もあり、それぞれ異なった倉に保管 されていました。全国的な傾向ですが、伊那郡の正倉院も相次ぐ火災( 神火と 呼ばれたが、ほとんどが放火)に遭ったため、保管されていた稲や雑穀が炭化 して出土しています。





正倉(総柱建物 倉)







出土瓦による本葺の復元

# くりゃ たち 厨家・館

厨家は食膳の準備や食料・食器を管理していた施設で、館は役人の宿泊施設です。 文献資料では厨家には「竈屋」「納屋」「備屋」「酒屋」などがあったとされます。両者とも調査例が少なく、建物構造や配置など詳

細は不明です。伊那郡衙では確実に館と思われる遺構は検出されていません。厨家推定地には15棟の掘立柱建物と5棟の竪穴建物があり、複数回の建て替えを行っています。この竪穴建物が厨房施設である竈屋と考えられています。





厨家推定地遺構分布状況

### 祭祀場

当時の政府には神祇官があり、末端機構の郡衙でも役人による祭祀が行われていました。伊那郡衙では水を使った祭祀を恒川清水周辺で行っていたようです。掘立柱建物が祭祀

関連建物と考えられます。その南側の湿地からは祭祀に使 いぐし 用された人形・馬形・鳥形・船形・斎串などが出土しています。





•••••••••••••••••••••••••••••••••••••

### ほくしょと き 墨書土器

墨書土器とは土器に墨などによって文字・記号・絵が記された土器で、その内容で 遺構や遺跡の性格がわかる場合がある重要な遺物です。恒川遺跡群では50数点出 土しており、正倉を建設する際に造成した地点からは、「厨」「官」「墓」などが記され た9c代の土器が多く出土しました。「厨」は厨家を意味し、「官」は行政機関を示すと 考えられ、これらの器は厨家の備品と考えられます。他には「信」「井」「工」などがあ

りますが、判読不能・意味不明のものも沢山あります。





[官]須恵器·土師器杯

| 辰] 灰釉陶器碗

# どんなものが?

# Ei けん **個**

陶器の硯で、脚の形の分類により3 種類の硯が出土しています。律令体制下は文書主義であったため、役所の 業務には必要不可欠でした。伊那郡衙の特色として硯の出土量の多さが挙げ

られます。信濃国から出土している全硯の約4割が恒川遺跡 群から出土しており、これは郡衙の業務量が他の郡衙に比 べ突出して多かったからではないか、と指摘されています。

**圏足円面硯(左**)





蹄脚円面硯(右)

### 銭 貨

富本銭は日本最古の流通貨幣とされ、現在までに畿内を除く地方で出土したのは高森町武陵地1号古墳、座光寺地区と群馬県藤岡市上栗須寺前遺跡の3箇所のみです。和同開珎銀銭は田

中倉垣外地籍住居址44より出土したもので、東国での銀銭出 では下総国相馬郡衙の千葉県日秀西遺跡との2例のみです。 富壽神寶は田中倉垣外地籍住居址02より出土しました。







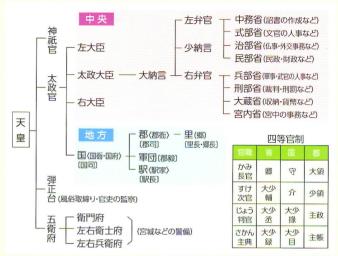
和同開珎銀銭

富憲神寶

# 座光寺に古代の郡役所が置かれた頃

645年「大化の改新」以降、中央政府は中国の唐の制度を手本に中央集権国家の建設を目指しました。まず、法律により国を治めるため、「律」・「令」を導入しました。律は刑法、令は行政法に相当し、当時の政治経済・社会制度を規定し、701年に大宝律令が制定され律令制度がほぼ完成しました。

中央には国家運営の中心として都城 (藤原京・平城京など)を整備し、統治組織として二官・八省・一台・五衛府を設置しました。国土を五畿 (畿内、現在の首都圏) 七道 (地方) の行政区に分け、その下に国 (道府県)・郡 (県地方事務所や広域連合の管轄地域の単位)・里 (市町村、後に郷に改称)を置き、国には国府 (国衙) を、郡には郡衙 (郡家) という役所を設けました。信濃国は十郡、伊那郡は四郷 (流布本では五郷) に分けられていました。伊那郡衙が置



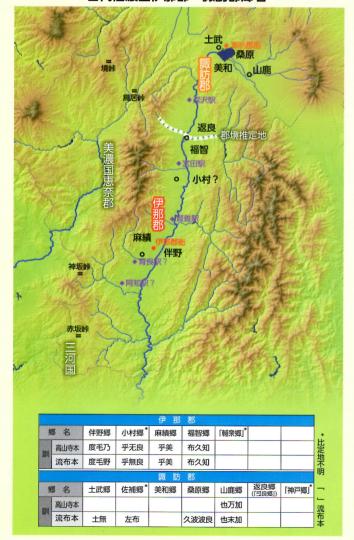
律令官制表

かれた現在の長野県飯田市座光寺地区は、東山道に属し、信濃国伊那郡麻績郷と呼ばれました。

また、中央と地方を緊密に結びつけるため、七道の官道を整備しました。都から放射状に伸びており、地形を無視した直線道路で一定規格(12・9・6m)の道であったといわれます。官道には駅制がしかれ、30里(約16km)ごとに駅家が設置されました。

人々は政府により戸籍に登録され、一定量の田が与えられましたが、その代償として租・庸・調・雑徭といった税を負担しなければなりませんでした。租は現在の県税として、収穫の3%程度の稲を郡衙に収めました。庸は布、調は地方の特産物で、両方とも国税でしたので、都まで納税者自らが運ばなければなりませんでした。雑徭は国司の命による労役で、他にも防人や衛士といった兵役もありました。

### 古代信濃国伊那郡·諏訪郡郷名



### 伊那郡衙関連年表

239 殊生研後期 卑弥呼が魏に遺使し、「親鵬倭王」の称号を受ける 恒川清水周辺で外来系土器を使う人々の集落が営まれる この頃松尾代田山狐塚古墳が作られる	西暦	元号など	出来事					
250 300	THE OWNER WHEN							
古順時代前期								
350   古順時代申期		1						
400   古順時代中期	A TO A TO A TO A	工情医化可明	この原位注1/田田伽塚白墳がTFO1(の					
500   古順時代地期								
500			1-101/T=00-15-17-05-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-					
古順時代後期	1450	古墳時代中期						
600   古頃時代検明   この頃松尾おかん塚・竜丘塚越1号・同馬背塚古墳が作られる   改新の図 (大化改新)   白村江の戦い   白村江の戦い   大武元   三中の乱   三中の九   三中の十   三中の九   三中の十   三中の								
646   大化2   改新の韶 (大化改新)   663   天智2   白村江の戦い   723   元式元   五村江の戦い   五村								
663   天智2								
664   天智3								
572   天武元   王中の乱   三本銭発行か。国 - 評 - 里制へ   13   12   15   15   15   15   16   16   16   17   16   17   16   17   16   17   16   17   16   17   16   17   16   17   16   17   17								
683   天武 12   富本銭発行か。国・評・里制へ  684   天武 13   畿内・信濃に使者を派遣し、造都地を視察させる  藤原京へ遷都  藤原宮出土木簡 「科野国伊奈評□(鹿ヵ)大贄  大宝神令制定、翌年施行。国・郡・里制へ  和飼元 和同開珎銀銭・銅銭の発行   和飼和 平城京へ遷都  奈良時代   和飼和   和同開珎銀銭・銅銭の発行   和飼和   平城京へ遷都  奈良時代   好字制により科野から信濃に改める。美濃・信濃国境に吉蘇路を通す   世を郷に改称し、郷の下に里を置く   信濃国から調助国を分割   天平 12   養老ち   信濃国小の調助国を分割   天平 3   諏訪国を廃し信濃国へ併合   東大寺正倉院宝物の麻布袋 「□(信)濃国伊那郡小村□(郷)交易布一段 天平十年十月   天平 13   国→郡・郷制へ   天平 15   聖田永年私財法   天平 15   聖田永年私財法   東大寺大仏開服供養   垣科郡主帳神人郡子忍男が防人として神坂峠を越えて筑紫に赴く万葉集 20巻 「ちはやぶる神の御坂に幣まつり斎ふ命は母父がため」  養老律令の施行   正六位上金刺舎人八麻呂に外従五位下を授け勲六等に叙する   大平 15   大平 15   東大寺大仏開服供養   近科郡主帳神人郡子忍男が防人として神坂峠を越えて筑紫に赴く万葉集 20巻 「ちはやぶる神の御坂に幣まつり斎ふ命は母父がため」  養老律令の施行   正六位上金刺舎人八麻呂に外従五位下を授け勲六等に叙する   大平宝字元   養老律令の施行   正六位上金刺舎人八麻呂に外従五位下を授け勲六等に叙する   長岡京へ遷都   平安京へ遷都   中安時代   弘仁名   最遠、東山道を通り東国へ布教し、阿智園原へ広拯院を建立か   3 記述								
684   天武 13   畿内・信濃に使者を派遣し、造都地を視察させる   持統8   藤原宮へ遷都   藤原宮に世本   一日、日本   中域京へ遷都   藤原宮に世本   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東								
持統8   藤原京へ遷都   藤原京へ遷都   藤原宮出土木簡   科野国伊奈評□(鹿ヵ)大贄								
藤原宮出土木簡「科野国伊奈評□(鹿ヵ)大贄  701 大宝元 大宝律令制定、翌年施行。国 - 郡 - 里制へ 708 和銅元 和同開珎銀銭・銅銭の発行 710 和銅3 平城京へ遷都 奈良時代 713 和銅6 好字制により科野から信濃に改める。美濃・信濃国境に吉蘇路を通す 721 養老5								
701 大宝元 大宝律令制定、翌年施行。国 - 郡 - 里制へ 708 和銅元 和同開珎銀銭・銅銭の発行 710 和銅 3 平城京へ遷都 奈良時代 713 和銅6 好字制により科野から信濃に改める。美濃・信濃国境に吉蘇路を通す 717 養老元 里を郷に改称し、郷の下に里を置く 721 養老5 信濃国から諏訪国を分割 三世一身の法 731 天平 3 諏訪国を廃し信濃国へ併合 東大寺正倉院宝物の麻布袋 [□(信)濃国伊那郡小村□(郷)交易布一段 天平 10 東大寺正倉院宝物の麻布袋 [□(信)濃国伊那郡小村□(郷)交易布一段 天平 12 国 - 郡 - 郷制へ 741 天平 13 国分寺建立の詔 743 天平 15 聖田永年私財法 東大寺大仏開服供養 752 天平勝宝 7 垣科郡主帳神人部子忍男が防人として神坂峠を越えて筑紫に赴く万葉集 20巻 「ちはやぶる神の御坂に幣まつり斎ふ命は母父がため」 天平建デュ 養老律令の施行 正六位上金刺舎人八麻呂に外従五位下を授け勲六等に叙する 16濃国牧主当大領外従五位下東大等金刺舎人八麿(麻呂)の解 延暦 3 平安京へ遷都 平安京へ遷都 平安京へ遷都 平安京へ遷都 平安時代 820 弘仁 11 弘仁格 ・式の編纂 794 延暦 13 平安京へ遷都 平安時代 820 弘仁 11 弘仁格・式の編纂 794 延長 7 承和 9 承和の変 藤原北家の台頭 866 貞観 8 信濃国伊奈郡叙光寺が定額寺となる 2 でり頃信濃国国司藤原陳忠が上京途中、神坂峠から落ちる 「今昔物語集」巻28第38「受領は倒るるところに土をつかめ」の語源 1186 文治 2	694	持統8						
708 和銅元 和同開珎銀銭・銅銭の発行 710 和銅3 平城京へ遷都 奈良時代 713 和銅6 好字制により科野から信濃に改める。美濃・信濃国境に吉蘇路を通す 727 養老元 里を郷に改称し、郷の下に里を置く 721 養老5 信濃国から勝訪国を分割 723 養老7 三世一身の法 731 天平3 諏訪国を廃し信濃国へ併合								
710 和銅3 平城京へ遷都 奈良時代 713 和銅6 好字制により科野から信濃に改める。美濃・信濃国境に吉蘇路を通す 717 養老元 里を郷に改称し、郷の下に里を置く 721 養老5 信濃国から諏訪国を分割 723 養老7 三世一身の法 721 天平3 諏訪国を廃し信濃国へ併合 東大寺正倉院宝物の麻布袋「□(信)濃国伊那郡小村□(郷)交易布 一段 天平十年十月」 740 天平12 国・郡・郷小へ 1人 天平13 雪田永年私財法 752 天平勝宝5 東大寺大仏開服供養 1万季2 20巻 「ちはやぶる神の御坂に幣まつり斎ふ命は母父がため」 養老律令の施行 下六75 天平平神暖元 下六位上金刺舎人八麻呂に外従五位下を授け勲六等に叙する 784 延暦3 長岡京へ遷都 平安時代 817 弘仁8 最澄、東山道を通り東国へ布教し、阿智園原へ広拯院を建立か? 820 弘仁11 弘仁格・式の編纂 821 承和9 承和の変 藤原北家の台頭 822 天元5 「今昔物語集」巻28第38「受領は倒るるところに土をつかめ」の語源 1186 文治2								
713 和銅6 好字制により科野から信濃に改める。美濃・信濃国境に吉蘇路を通す 717 養老元 里を郷に改称し、郷の下に里を置く 723 養老7 三世一身の法 731 天平3 諏訪国を分割 738 天平 10 東大寺正倉院宝物の麻布袋「□(信)濃国伊那郡小村□(郷)交易布一段 天平12 国・郡・郷制へ 741 天平 13 国分寺建立の詔 翌田永年私財法 752 天平勝宝 7 東大寺大仏開眼供養 755 天平勝宝 7 東大寺大仏開眼供養 757 天平宝字元 養老律令の施行 765 天平確辰 正六位上金刺舎人八麻呂に外従五位下を授け勲六等に叙する 768 神護景雲 2 信濃国牧主当大領外従五位下勲六等金刺舎人八麿(麻呂)の解 784 延暦 3 平安京へ遷都 平安時代 817 弘仁 8 最澄、東山道を通り東国へ布教し、阿智園原へ広拯院を建立か? 820 弘仁 11 弘仁格・式の編纂 820 弘仁 11 弘仁格・式の編纂 820 承和 9 承和の変 藤原北家の台頭 866 貞観 8 信濃国伊奈郡叙光寺が定額寺となる 927 延長 5 正高式の続張した。 982 天元5 「今昔物語集」巻28第38「受領は倒るるところに土をつかめ」の語源 186 文治 2 後白河法皇が源頼朝に下総・信濃・越後の年責未納荘園へ催促を								
717 養老元 里を郷に改称し、郷の下に里を置く 721 養老5 信濃国から諏訪国を分割 723 養老7 三世一身の法 731 天平3 諏訪国を廃し信濃国へ併合 東大寺正倉院宝物の麻布袋「□(信)濃国伊那郡小村□(郷)交易布 一段 天平12 国・郡・郷制へ 741 天平13 国分寺建立の詔 翌里永年私財法 752 天平勝宝5 聖田永年私財法 755 天平勝宝7 埴科郡主帳神人部子忍男が防人として神坂峠を越えて筑紫に赴く 万葉集20巻 「ちはやぶる神の御坂に幣まつり斎ふ命は母父がため」 天平12 養老律令の施行 755 天平藤正7 護老律令の施行 765 天平神護元 正六位上金刺舎人八麻呂に外従五位下を授け勲六等に叙する 信濃国牧主当大領外従五位下東大等金刺舎人八麿(麻呂)の解 768 神護景霊2 信濃国牧主当大領外従五位下勲六等金刺舎人八麿(麻呂)の解 768 神護景霊2 「高濃国牧主当大領外従五位下東大等金刺舎人八麿(麻呂)の解 784 延暦 3 平安京へ遷都 平安時代 817 弘仁8 最澄、東山道を通り東国へ布教し、阿智園原へ広拯院を建立か? 820 弘仁11 弘仁格・式の編纂 820 弘仁11 弘仁格・式の編纂 820 弘仁11 弘仁格・式の編纂 820 弘仁11 弘仁名 農澄、東山道を通り東国へ布教し、阿智園原へ広拯院を建立か? 820 弘仁11 弘仁格・式の編纂 820 弘仁11 弘仁格・式の編纂 820 弘仁11 弘仁格・式の編纂 820 弘仁11 弘仁格・司の愛藤原北家の台頭 820 天元5 「今曹徳語集」巻28第38「受領は倒るるところに土をつかめ」の語源 「今曹徳語集」巻28第38「受領は倒るるところに土をつかめ」の語源 1186 文治2								
721 養老5 信濃国から諏訪国を分割 723 養老7 三世一身の法			好字制により科野から信濃に改める。美濃・信濃国境に吉蘇路を通す					
723 養老7 三世一身の法			里を郷に改称し、郷の下に里を置く					
731   天平3   諏訪国を廃し信濃国へ併合   東大寺正倉院宝物の麻布袋   □(信)濃国伊那郡小村□(郷)交易布   東大寺正倉院宝物の麻布袋   □(信)濃国伊那郡小村□(郷)交易布   段 天平12   国・郡・郷制へ   国   3分寺建立の詔   3分寺建立の詔   3分寺建立の詔   2743   天平15   墾田永年私財法   東大寺大仏開眼供養   埴科郡主帳神人部子忍男が防人として神坂峠を越えて筑紫に赴く万葉集20巻   「ちはやぶる神の御坂に幣まつり斎ふ命は母父がため」 養老律令の施行   正六位上金刺舎人八麻呂に外従五位下を授け勲六等に叙する   765   天平神護元   正六位上金刺舎人八麻呂に外従五位下を授け勲六等に叙する   長岡京へ遷郡   長岡京へ遷郡   長岡京へ遷郡   平安京へ遷都   日本記・近日   日本記・記・日本記・日本記・日本記・日本記・日本記・日本記・日本記・日本記・日本			信濃国から諏訪国を分割					
〒大平10   東大寺正倉院宝物の麻布袋   □(信)濃国伊那郡小村□(郷)交易布	723	養老7	三世一身の法					
740   天平 12   国・郡・郷制へ	731	天平3						
740         天平 12         国 - 郡 - 郷制へ           741         天平 13         国分寺建立の詔           743         天平 15         墾田永年私財法           752         天平勝宝 5         東大寺大仏開限供養           755         天平勝宝 7         塩料郡主帳神人部子忍男が防人として神坂峠を越えて筑紫に赴く万葉集 20巻 「ちはやぶる神の御坂に幣まつり斎ふ命は母父がため」           757         天平宝字元         養老律令の施行           765         天平神護元         正六位上金刺舎人八麻呂に外従五位下を授け勲六等に叙する           784         延暦 13         長岡京へ遷都           794         延暦 13         平安京へ遷都           817         弘仁 8         最澄、東山道を通り東国へ布教し、阿智園原へ広拯院を建立か?           820         弘仁 11         弘仁格・式の編集           821         承和 9         承和の変         藤原北家の台頭           826         貞観 8         信濃国甲奈郡家光寺が定額寺となる           927         延長 5         延島式が奏進される           982         天元5         「今昔物語集」巻26第38「受領は倒るるところに土をつかめ」の語源           1186         文治 2         後白河法皇が源頼朝に下総・信濃・越後の年貢未納荘園へ催促を	738	天平 10						
743   天平15   聖田永年私財法   752   天平勝宝5   東大寺大仏開眼供養   東大寺大仏開眼供養   塩科郡主帳神人部子忍男が防人として神坂峠を越えて筑紫に赴く   万葉集20巻   「ちはやぶる神の御坂に幣まつり斎ふ命は母父がため」   養老律令の施行   正六位上金刺舎人八麻呂に外従五位下を授け勲六等に叙する   768   神護景雲2   信濃国牧主当大領外従五位下東六等金刺舎人八磨(麻呂)の解   延暦3   長岡京へ遷都   平安京へ遷都   平安京へ遷都   平安京へ遷都   平安京へ遷都   平安京へ遷都   平安京へ遷都   平安京へ遷都   日本   13 弘仁 8   最澄、東山道を通り東国へ布教し、阿智園原へ広拯院を建立か   820 弘仁 11   弘仁格式の編集   842   承和 9   承和の変   藤原北家の台頭   6 週間伊奈郡寂光寺が定額寺となる   延喜式が奏進される   27 延長 5   正式の場信濃国国司藤原陳忠が上京途中、神坂峠から落ちる   「今昔物語集」巻28第38「受領は倒るるところに土をつかめ」の語源   1186   文治 2   後白河法皇が源頼朝に下総・信濃・越後の年責未納荘園へ催促を   186   文治 2   次の確信濃・超後の年責未納荘園へ催促を   187	740	天平 12	国 - 郡 - 郷制へ					
752   天平勝宝5   東大寺大仏開服供養   振村郡主帳神人部子忍男が防人として神坂峠を越えて筑紫に赴く   万葉集20巻   「ちはやぶる神の御坂に幣まつり斎ふ命は母父がため」   養老律令の施行   正六位上金刺舎人八麻呂に外従五位下を授け勲六等に叙する   神護景雲2   信濃国牧主当大領外従五位下勲六等金刺舎人八麿(麻呂)の解   768   神護景雲2   信濃国牧主当大領外従五位下勲六等金刺舎人八麿(麻呂)の解   784   延暦   3   平安京へ遷都   平安時代   平安京へ遷都   平安時代   最澄、東山道を通り東国へ布教し、阿智園原へ広拯院を建立か?   347	741	天平 13	国分寺建立の詔					
755   大平勝宝7   垣科郡主帳神人部子忍男が防人として神坂峠を越えて筑紫に赴く 万葉集 20巻 「ちはやぶる神の御坂に幣まつり斎ふ命は母父がため」	743	天平 15	<b>墾田永年私財法</b>					
万葉集20巻 「ちはやぶる神の御坂に幣まつり斎ふ命は母父がため」   万葉集20巻 「ちはやぶる神の御坂に幣まつり斎ふ命は母父がため」   天平宝字元	752	天平勝宝5	東大寺大仏開眼供養					
万葉集20巻 「ちはやぶる神の御坂に幣まつり斎ふ命は母父がため」   万葉集20巻 「ちはやぶる神の御坂に幣まつり斎ふ命は母父がため」   天平宝字元	755	天平勝宝7	埴科郡主帳神人部子忍男が防人として神坂峠を越えて筑紫に赴く					
757   天平宝字元   養老律令の施行   765   天平東字元   養老律令の施行   765   天平神護元   正六位上金刺舎人八麻呂に外従五位下を授け勲六等に叙する   768   神護景雲 2   信濃国牧主当大領外従五位下勲六等金刺舎人八麿(麻呂)の解   784   延暦 3   長岡京へ遷都   平安京へ遷都   平安京へ遷都   平安京へ遷都   平安京へ遷都   平安京へ遷都   平安京へ遷都   平安京へ遷都   平安市へ遷都   平安市へ遷都   平安市へ運都   京本の変   藤原北家の台頭   信濃国伊奈郡家光寺が定額寺となる   近日本の東京・西京・西京・西京・西京・西京・西京・西京・西京・西京・西京・西京・西京・西京	/55		万葉集20巻 「ちはやぶる神の御坂に幣まつり斎ふ命は母父がため」					
765   天平神護元   正六位上金刺舎人八麻呂に外従五位下を授け勲六等に叙する   768   神護景雲 2   信濃国牧主当大領外従五位下東六等金刺舎人八磨(麻呂)の解   長岡京へ遷都   平安京へ遷都   平安時代   34   平安市へ運都   平安時代   34   平安市へ東京で東京で東京で東京で東京で東京で東京で東京で東京で東京で東京で東京で東京で東	757	天平宝字元						
768 神護景雲2   信濃国牧主当大領外従五位下勲六等金刺舎人八麿(麻呂)の解   794 延暦 13   長岡京へ遷都   平安京へ遷都   平安市へ   100			正六位上金刺舎人八麻呂に外従五位下を授け勲六等に叙する					
784 延暦3   長岡京へ遷都   794 延暦13   平安京へ遷都   平安時代   銀信13   平安京へ遷都   平安時代   最澄、東山道を通り東国へ布教し、阿智園原へ広拯院を建立か?   34. 日   34.								
794 延暦 13   平安京へ遷都 <b>平安時代</b>   817 弘仁8   最澄、東山道を通り東国へ布教し、阿智園原へ広拯院を建立か?   317 弘仁格・式の編纂   承和9   承和の変 藤原北家の台頭   618   信濃国伊奈郡級大寺が定額寺となる   227 延長5   延喜式が奏進される   27 延長5   725   7								
820 弘仁 11     弘仁格・式の編纂       842 承和9     承和の変 藤原北家の台頭       866 貞観 8     信濃国伊奈郡家光寺が定額寺となる       927 延長 5     延喜式が奏進される       982 天元 5     この頃信濃国国司藤原陳忠が上京途中、神坂峠から落ちる「今昔物語集」巻26第38「受領は倒るるところに土をつかめ」の語源       1186 文治 2     後白河法皇が源頼朝に下総・信濃・越後の年貢未納荘園へ催促を	794	延暦 13						
820 弘仁 11     弘仁格・式の編纂       842 承和9     承和の変 藤原北家の台頭       866 貞観 8     信濃国伊奈郡寂光寺が定額寺となる       927 延長 5     延喜式が奏進される       982 天元 5     この頃信濃国国司藤原陳忠が上京途中、神坂峠から落ちる「今昔物語集」巻26第38「受領は倒るるところに土をつかめ」の語源       1186 文治 2     後白河法皇が源頼朝に下総・信濃・越後の年貢未納荘園へ催促を			最澄、東山道を通り東国へ布教し、阿智園原へ広拯院を建立か?					
866 貞観8         信濃国伊奈郡寂光寺が定額寺となる           927 延長5         延喜式が奏進される           982 天元5         この頃信濃国国司藤原陳忠が上京途中、神坂峠から落ちる「今昔物語集」巻28第38「受領は倒るるところに土をつかめ」の語源           1186 文治2         後白河法皇が源頼朝に下総・信濃・越後の年貢未納荘園へ催促を	820	弘仁 11						
927 延長5         延喜式が奏進される           982 天元5         この頃信濃国国司藤原陳忠が上京途中、神坂峠から落ちる「今昔物語集」巻28第38「受領は倒るるところに土をつかめ」の語源           1186 文治2         後白河法皇が源頼朝に下総・信濃・越後の年貢未納荘園へ催促を	842	承和 9	承和の変 藤原北家の台頭					
927 延長5         延喜式が奏進される           982 天元5         この頃信濃国国司藤原陳忠が上京途中、神坂峠から落ちる「今昔物語集」巻28第38「受領は倒るるところに土をつかめ」の語源           1186 文治2         後白河法皇が源頼朝に下総・信濃・越後の年貢未納荘園へ催促を	866	貞観8	信濃国伊奈郡寂光寺が定額寺となる					
982 天元5	927	延長5						
502 大ル3   「今昔物語集」巻28第38「受領は倒るるところに土をつかめ」の語源   1186   文治2   後白河法皇が源頼朝に下総・信濃・越後の年貢未納荘園へ催促を		天元5						
1186 文治 2 後白河法皇が源頼朝に下総・信濃・越後の年貢未納荘園へ催促を	962							
	1106	文治 2						
	1100							

銭貨の鋳造も唐に習い行われました。最古の流通貨幣は天武天皇の683年に作られた富本銭とされ、以降958年の乾元大寶まで鋳造され、和同開珎から乾元大寶までを皇朝十二銭と呼びます。

律令制度の成立期~発展期である7C後半~8Cは、鎮護国家の思想から、仏教が国家から手厚く保護されていたため、生活や文化などに大きく影響を与えました。都には多くの寺院が、全国には国分寺・国分尼寺が詔により設置されました。また、都では遣唐使による唐の影響を強く受けた国際色豊かな文化でもありました。

		1	朝十	二銭		
銭	名	天皇	鋳造年	銭 名	天皇	鋳造年
わどうか和同		元明	708年	ちょうねんたいほう 長年大寶	仁明	848年
まんねん		淳仁	760年	じょうえきしんぽう	清和	859年
世がぐうが		称徳	765年	じょうがんえいほう 貞観永寶	清和	870年
りゅうへい降平		桓武	796年	かんぴょうたいほう	宇多	890年
ふじゅ 富壽	しんぽう 神寶	嵯峨	818年	えんぎつうほう 延喜通寶	醍醐	907年
じょうわし <b>承和</b>		仁明	835年	サルげんたいほう 乾元大寶	村上	958年

もうが 伊那郡海

郡には里(郷)の数により等級があり、伊那郡衙は下郡でした。等級別に職員数が決められており、下郡には郡司が3人(四等官の大領1・少領1・主帳1)勤務していました。郡司は地元の豪族が任用され、終身制でした(国の役人の国司は任期制)。他にも業務を担当する郡雑任も勤務していました。税長・調長といった税関係や厨長・駆使(厨家で勤務するシェフなど)、炭焼丁・松採丁などの役もありました。郡雑任も等級により人数が決められており、伊那郡衙は郡司を含め総数80数名の職員だったようです。

郡衙(郡司)の役割としては、徴税と税物輸京、文書作成、国衙での業務報告(告朔)、郡内の巡検、裁判、公的旅行者への接待、祭祀施行などがありました。他には本来国司の職責とされた政府の牧(馬の飼育・繁殖・調教など行う所)の管理を、金刺舎人八麻呂という伊那郡大領が兼任していた事がある点や、東国で最も都に近い郡衙であったという立地から、通常の郡衙とは違った業務を担っていた可能性があります。

### 恒川遺跡群周辺の文化財

